

第 1 3 0 5 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 6 年 3 月 1 9 日 水曜日
開会 1 3 時 0 0 分 閉会 1 5 時 2 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 3 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 0 4 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 0 件 報告 2 件

イ 非公開の承認

報告 1 件, 議案 4 件については, 議会の議案に対する意見の申出に関する案件, 人事に関する案件及び関係機関と協議を要する案件であり, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

東山泉小中学校の開校について

(事務局説明)

○ 海老瀬東山泉小中学校教育企画推進室長

東山区の 3 小学校(一橋・月輪・今熊野)を統合し, 月輪中学校とともに, 義務教育 9 年間の学びと育ちの充実を目指した小中一貫教育校として開校する「東山泉小中学校」について, 教育内容を中心に報告する。

教育内容の特色として, 1 点目は 5・4 制施設併用型小中一貫教育校であるということ。

(小学校) 1年生から5年生をファーストステージとして、元一橋小学校敷地に新設した西学舎で学び、6年生から9年生(中学校3年生)をセカンドステージとして現月輪中学校を一部増築・改修した東学舎で学ぶこととなり、小中学校の枠組みを超えて、全教職員が全ての児童・生徒の学びと育ちに積極的に関わり、また、小中学校それぞれの授業づくり・学級づくりの良さを活かした教育実践を進めることで、9年間の義務教育終了後の進路を見据えた、計画的で系統的な教育活動を展開していく。

2点目は「キャリア教育」の推進である。発達段階に応じ「社会における役割」を果たせる力を、各教科の授業や特別活動等を通して育むことができるよう、学習計画を作成しており、自分の役割を果たしながら、社会的・職業的自立を目指す。

3点目は、「ピア・サポート」プログラムの活用である。縦割り活動等をはじめ、あらゆる活動を「ピア・サポート」(お世話活動)の観点で取り組むことで、お世話する子どもたちの自己有用感を向上させ、自信を持たせるとともに、お世話される側の子どもたちにも「感謝の気持ち」を育んでいく。

4点目は、6年生からの50分授業・教科担任制の導入である。中学生と同じ東学舎で学ぶ6年生については、授業時間も50分で行い、プラスとなる5分間を基礎基本の習得のためのドリルなど、有効に活用する。また、教科担任制は、理科、音楽、体育、家庭科等で多くの教科で実施する予定であり、中学校の専科教員と小学校教員とが分担し、より専門性の高い指導を行う。同時に、東学舎の小学校教員は、豊かな人間関係を結ぶ小学校らしい学級づくりを目指し、6年担任として日々の細かな指導を行う。

5点目は、「シラバス～学びのみちしるべ～」に基づく学習である。東山泉小中学校での9年間を通した学びのスタイルやルールを定めた「東山泉・学びのスタンダード」や、各学年各単元の学習内容や学習方法といった学習の流れ、6年生の「50分授業」のメリットなどを掲載したシラバスを各家庭に配布することで、年間学習計画等を家庭と地域、学校がしっかり共有し、学習の充実・学力の向上を図っていく。

次に、これまでの主な取組についてであるが、平成21年9月に地元・PTA・学校代表からなる「東山南小中学校統合協議会」が発足し、翌22年2月に地元3学区の代表から統合要望書が提出された。その後4年以上をかけて、地元や保護者の方からの御意見やアイデアもいただきながら、開校に向けた準備を進めてきた。今年に入ってから、2月に保護者を対象とした新1年生入学説明会、新6年生進級説明会を開催し、通学路の安全確認として、3小学校の西学舎からの下校シミュレーションの実施を行い、3月には地域・PTAの見守りの中、3校合同の通学シミュレーションを実施した。

施設の概要については、学校案内に記載のあるとおり、6年生から9年生が学ぶ東学舎は現月輪中学校校舎を一部増築・改修したものであり、子どもの成長に欠かせない食育の拠点である「くらしラボ」やICT機器を使用した主体的な学習ができる「メディアラボ」等を新設している。また、1年生から5年生が学ぶ西学舎は元一橋小学校敷地に新設したものであり、多様な学習形態、発表や話し合い活動等に対応したワークスペース等を備え、とともに、自然エネルギーを積極的に活用するなど環境に配慮した設備となっている。

(委員からの主な意見)

- 東学舎と西学舎は徒歩でどれくらいか。
- 発達段階に応じてという説明があったが、5・4制の小中一貫教育における6年生の位置づけはどのように考えているか。
- 5年生以下で教科担任制は実施しないのか。また、校舎が離れているなかで教員がコミュニケーションをとれるのか。
- 本市において5例目の小中一貫校であるが、全国的にはどのような状況にあるのか。

- 大変長い期間にはなるが、来年度入学する 1 年生が卒業する 9 年後に、どういう力がついたかを検証する方法を検討しておく必要がある。
- 「総合的な学習の時間」の活用の仕方によって、子どもの姿はすごく変わる。東山泉小中学校ではどのように取り組んでいくのか。

(事務局)

- 距離にして 750m、徒歩で 12 分程度である。
- 東学舎で中学生と学びながらも、小学校の行事においては最高学年としてリーダーシップを発揮する。中学校と同じ 50 分授業の実施や教科担任制の一部導入などにより、小中学校の段差を縮小するとともに、それぞれをつないでいく役割を担っていく。
- 教科担任制は 5 年生から導入し、学年進行で増やしていく。ただ、1 年生から実施する英語活動については中学校の英語の教員が指導することになる。
- 小中一貫校は教育改革特区を契機に設置されたが、枠組みがない中で現場のニーズから取組が進んできた。現在、国においては 6・3 制の見直しも議論されている。
- 小中一貫校の強みを生かして、総合的な学習の時間についても小中学校を通した構成を検討した。本市の教育活動は地域の力を活かして取り組んできた伝統があり、東山泉においてもそれ引き継いでいく。

エ 議案事項

議第 59 号 京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部改正について

(事務局説明)

○ 鍋谷生涯学習総合センター事業部長

平成 23 年 4 月から 2 年間、利用ニーズに応じた貸館事業のあり方と、より効率的な運営のあり方を検討するため、利用が少ない日曜日夜間を閉館し、休館日である火曜日を月 2 回開館するなど、開館日時の変更を試行するとともに、来館者を対象として開館日時についての意見を募集してきた。

その結果、臨時開館した火曜日は利用率が他の曜日と比べて約 4 分の 1 と著しく低く、日曜日夜間についても開館を求める意見がほとんど無いという状況であった。

こうした 2 年間の試行結果を踏まえて、25 年度からはさらに試行内容を変更し、日曜日夜間と火曜日を閉館するとともに、意見募集のみを継続実施してきたが、利用者から開館を求める意見も少ない状況であったので、現状に沿う形に規則改正を行いたい。

また、施設の点検や準備等のため、従来は 12 月 28 日及び 1 月 4 日も休館日としてきたが、市民サービス向上のため、23 年度から 3 年間、試行として開館してきた。

その結果、多くはないが、施設利用希望があることや、公の施設の年末年始の休みは市役所の閉庁日と同一であるということが市民の一般的認識であると考えられることから、12 月 28 日及び 1 月 4 日を閉館することとし、今回規則改正を行うものである。

(委員からの主な意見)

- 日曜日夜間を開館していた時の利用状況はどうであったか。
- 夜間のバスの運行状況はどのようなものか。

(事務局)

- 日曜日夜間の利用状況は、ホールは何回か利用があったが、全体としては、ほとんど利用がないという状況であった。
- 夜間はバスの本数も少なく、交通が不便な場所にあることから、夜間の利用はしにくいものと考えられる。

(議決)

委員長が、議第 59 号「京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部改正について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 60 号 京都市図書館の組織及び運営に関する規則の改正について

議第 61 号 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の改正について

(事務局説明)

○ 加藤中央図書館事務局長

利便性の向上を図るために、こどもみらい館子育て図書館を含めた、京都市図書館の休館日及び開館時間の見直しを行う。久世ふれあいセンター図書館については、平成 26 年 2 月市会において「久世ふれあいセンター条例」の改正が議会の承認を得られたため、改めて他の京都市図書館についても規程整備を行うものである。

地域館の第 2・第 4 水曜の休館日を開館する、朝の開館時間を 10 時から 9 時 30 分に早める、こどもみらい館子育て図書館を除いた各館において 12 月 28 日を 10 時から 17 時までの通常開館とする、の以上 3 点を実施したい。

地域館の水曜日の休館は、利用者からわかりづらいとの声も多く、地域館が休館することによる、中央館への予約件数の集中、さらに 2 連休することによる返却作業の増大等、開館時間前の業務量に著しい偏りが生じていた。こうした偏りを是正したうえで、特に夏期に要望が多く、政令指定都市でも 20 都市中 14 都市が 9 時台に開館していることから、京都市図書館でも 9 時 30 分から開館時間を早めたい。12 月 28 日の臨時開館については一昨年度から試験的に実施し、大変好評であったため、平成 26 年の年末からは、こどもみらい館子育て図書館を除き、正式な 9 時 30 分から 17 時までの開館としたい。来年度 4 月から水曜開館を実施し、朝の業務の見直しを行ったうえで 6 月から開館時間の 9 時 30 分への変更を行う。

(委員からの主な意見)

- こどもみらい館の 12 月 28 日休館は条例で制定されているのか。他の図書館と比較し、子育て図書館だけ、年末の休館日が異なることに留意する必要がある。

(事務局)

○条例で制定されているが、こどもみらい館でも全市的に年末年始休館日を市役所に合わせていく方向である、平成 26 年度についても検討のうえ、実施するのであれば臨時開館という形での対応を考えたい。

(議決)

委員長が、議第 60 号及び議第 61 号に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 62 号 京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○ 大橋生徒指導課長

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、利用料金の一部を改正するため、施行規則第 1 条 別記様式の料金欄を改正するものである。

(議決)

委員長が、議第 62 号「京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 63 号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正について

(事務局説明)

○ 東教職員人事課長

配偶者同行休業については、高齢者部分休業の新設とともに、平成 26 年 1 月 9 日の教育委員会で承認を受け、京都市教職員の給与等に関する条例の改正が、3 月 17 日に市会でも議決を得たところである。公務での活躍が期待される有為な人材の継続的な勤務を促進するため、教職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合、3 年以内で取得することができる休業制度であり、対象者は、市費負担職員を除く、府並教職員である。平成 26 年 4 月 1 日からの施行を予定している。

同条例では、配偶者同行休業を承認する事由及び承認を取り消す事由は別に定めることとなっており、この度、京都市教職員の給与等に関する条例施行規則で新たに規定することとなった。

まず、配偶者同行休業を承認する事由について、次の 3 つのいずれかの事由により、配偶者が外国に滞在する場合に、承認することとする。ただし、いずれの事由もその期間が 6 月以上の場合に限る。

1 つ目は、外国での勤務である。業務として海外勤務を命じられたとき、もしくは、JICA などのボランティアに派遣される場合などが該当する。

2つ目は、弁護士や医師などで、企業に従事せず、個人で事業を経営するものなどで、外国において行う場合である。

3つ目は、外国の大学への修学である。なお、業務命令による修学は、外国での勤務に該当することとなる。

次に、配偶者同行休業の承認の取消事由について説明する。取消事由については、地方公務員法上で、配偶者と生活を共にしなくなったことがすでに規定されており、これには、配偶者が外国での勤務を継続する一方で、教職員が単独で帰国した場合などが該当する。

今回はこの他に次の3つを取消事由として規定する。

1つ目は、配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が承認事由に該当しないこととなった場合である。配偶者が日本に所在する企業の事務所に勤務することとなった場合や、帰国して生活の本拠を日本に移した場合が該当する。

2つ目は、当該教職員が、産前・産後休暇を取得することとなった場合、3つ目は当該教職員が育児休業を承認されることとなった場合である。

なお、府費負担教職員については、府の人事委員会で同様の規定が定められている。

平成26年4月1日に施行予定である。

(議決)

委員長が、議第63号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第64号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の 制定について

(事務局説明)

○ 三宅学校指導課担当課長

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の一部改正に伴う条例改正が先の2月定例会で可決された。これに伴い、平成26年度の京都市立高校入学生から授業料を徴収することとなるため、今回、規則を一部改正し、必要な規定を整備しようとするものである。

一部改正する主な内容として、平成26年度入学生から授業料を徴収することとなるため、改めて市立高校の授業料を定める。額は、全日制で年額118,800円、定時制で1単位につき年額900円、全単位では年額15,000円とする。ただし、「市町村民税所得割額」が30万4200円未満、年収910万円未満程度の世帯には国から授業料相当の「就学支援金」が支給されるため、授業料は徴収しない。これを超える世帯から授業料を徴収する。

なお、授業料を徴収する者のうち、保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対しては、授業料を減免するため、別途減免規定を設ける。この減免措置に対しては、国から1/2が補助されるが、国から補助要綱の詳細がまだ示されていないため、詳細が示され次第、必要な規定を整備する予定である。

また、現在の高校1・2年生には、現行制度が引き続き適用されるため、基本的に授業料

は不徴収のままとする。

(議決)

委員長が、議第 64 号「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

オ 非公開の宣言

委員長から、以下の報告 1 件、議案 4 件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

京都地方裁判所平成 24 年（ワ）第 3413 号 損害賠償請求事件の判決について

(事務局説明)

○ 山本調査課長

この裁判は、平成 24 年 7 月 30 日、養徳小学校で行われていた夏季休業中のプール学習において、1 年生女子児童が溺れ、翌日亡くなられた事故に関するものである。本件事故は、午後 1 時から 2 時までの 1 ～ 3 年生が割当てとなっていたプール学習の最後の自由遊泳中に発生した。

本件事故では、プールの水深の管理や確認の在り方、多くのロングビート板を使用する指導の在り方、教員の指導・監視体制の在り方など、様々な課題が浮き彫りになっていたが、教育委員会の調査では事故の直接的な原因については特定に至っていなかった。

裁判所は、まず、事故 2 日後の 8 月 1 日に教員が児童から聞取った際の「手をつないでいたが、ビート板が当たったため、つないでいた手が離れた」という発言に着目している。

そのうえで、事故当時の次の問題点を指摘があった。

- ① 小学 1 年生の多くにとっては深い水深であったこと（最深 110 cm）
- ② 水深が深いにもかかわらず、コースロープなどでプールの水深に応じた区分けをしなかったこと、
- ③ 多くのロングビート板を使用して、水中の児童を監視できなくなっていたこと
- ④ このような状況で 69 名の児童を自由遊泳させるのであれば、厳格な監視体制が必要であるところ、3 教員とも水中の児童の全体の動きを監視していなかったこと

このような状況から、本件事故は、ビート板の下に潜り込んだ女子児童が、水から顔を上げて呼吸することができずに発生したと、裁判所は推認し、教員の過失によるものと判断している。また、裁判所は、本件事故は、どの教員でも同様の油断に陥るに危険があったと思われる、その意味では、学校管理者側の教員に対する指導体制に問題があったということもできる、とも言及している。ただ、本市の賠償義務を検討するに当たっては、教員の過失を認めれば足りるので、学校管理者の過失を論じることは控えるとした。

本市としても、裁判所の判断を重く受け止め、改めてご両親に謝罪をさせていただく

とともに関係した教員の処遇も検討していく。

(委員からの主な意見)

○判決は、課題と認識していた点が違法と判断されたものである。これを重く受け止め、ご遺族への対応、再発防止に努めてほしい。

○絶対に安全ということはないし、本件事故も様々な問題が重なった結果であると思う。本件事故を重い教訓として受け止め、今後に活かしていくしかないと思う。

○ビート板の使用などプール学習の在り方そのものが問われたのだと思う。プール学習と児童の泳力、特に海などの自然の環境での泳力の向上との関係そのものも検討する必要があるのかもしれない。

○京都府も被告であるが、賠償に当たっての本市との関係はどのようなになるか。

(事務局)

○京都府は教員の給与負担者であることを理由に被告となっている。ただ、仮に京都府が賠償したとしても、京都市に求償するだけである。そもそもの本件事故の責任が本市にあることから、本市がご遺族に賠償すべきであると考えている。

キ 議案事項

議第 65 号 新しい工業高校のための不動産（土地及び建物）の取得について

(事務局説明)

○ 西宮教育環境整備室用地土木担当課長

市立工業高校の整備候補地である立命館中学校高等学校は、京阪深草駅東方約 1 km、約 7 万 m²の広大な敷地を有している。平成 26 年 9 月に長岡京市への移転予定に伴い、本市が取得するものである。敷地には 2 箇所のグラウンドやテニスコート等があり、ラグビーやテニス等の競技が併存可能である。

土地については、公簿上は 62,320.29 m²であるが、実測は 60,611.75 m²である。山間部であるので、いわゆる「縄縮み」が生じている。別紙図面に記載のとおり、借地が 3 箇所、合計 7,731 m²あるが、今回の取得対象外である。土地の取得金額は 737,846,102 円である。建物については、延べ床面積 21,858.20 m²、取得金額は 1,367,621,280 円で、土地建物の合計は 2,105,467,382 円となる。今後、5 月市会に提案し、議決が得られた際には、仮登記手続きを行い、9 月 1 日に所有権が移転する予定である。

なお、先述の借地については、当該売買契約の成立を条件に、契約を締結する。

(委員からの主な意見)

○土地、建物はどのように取得価格を定めたのか。

○不動産鑑定書をもとに価格決定を行う旨は、公有財産規則に定められているのか。

○校舎は建築後どのくらいの年数が経っているのか。

(事務局)

- 土地については、不動産評価委員会において標準地価格を決定し、取得単価については、個別格差要因を算定することにより定めた。建物については、特殊性を鑑み、信頼できる不動産鑑定士からの不動産鑑定書を価格決定の根拠とした。
- 不動産鑑定書をもとに価格決定を行う旨は、公有財産規則に定められている。
- 校舎の大部分は昭和 63 年の建築である。その後、平成に入り、一部増築が行われている。

(議決)

委員長が、議第 65 号「新しい工業高校のための不動産（土地及び建物）の取得について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 66 号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

議第 67 号 京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

議第 68 号 人事について

(事務局説明)

- 在田教育次長、的山総務課長

平成 26 年 4 月 1 日付けの組織改正に伴い、関係規則の改正を行う。

指導部に「新工業高校開設準備室」（課相当）を新設する。新しい工業高校については、平成 24 年 12 月に提出された「市立工業高校将来構想委員会」の「まとめ」を受けて策定した「基本方針」に基づき、洛陽及び伏見工業高等学校を統合・再編し、新しい時代に求められる我が国の「ものづくり」「まちづくり」を支える工業高校として、立命館中学・高等学校の施設を大規模改修し、平成 28 年 4 月の開校に向け、現在、取組を進めているところである。今後、学科・コースの設置や具体的な教育内容、教育課程の編成、施設設備、教材教具などの検討を両校の教職員と教育委員会が一体となって進めていく。

市立小中学校等の教職員の給与等負担や、教職員定数、学級編制基準等の決定権限が、道府県から政令指定都市に、29 年度を目途に移譲されることとなったことを受け、教職員人事課に「担当課長補佐（給与費移譲整備担当）」を新設し、本市としての給料・定数体系の整備、移譲される教職員約 7,500 人分を加えた給与支給システムの構築などについて、本市関係部署や京都府教育委員会と密に連携を図りながら、円滑かつ迅速に進めていく。

平成 25 年 4 月に設置した学校事務支援室に、新たに学校経理事務（現在の調査課学校経理担当）を統合するとともに、教職員の共済制度を担当する「担当課長」及び、室全体の事務を統括する「学校事務支援係長」を新設する。同室は、学校事務職員が主に担当する業務を集約し、学校事務職員に適切かつ迅速な指導助言を行うとともに、直面する課題に係る集中研修による資質向上や、26 年度から本格稼働する校務事務電算化システムの円滑・効果的な運用支援、さらに、29 年度からの県費負担教職員の給与等負担の移譲に対応した本市学校事務や共済制度のあり方の検討等を総括的に進めていく。

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度への移行を見据え、学校指導課に「担当係長（子ども・子育て支援担当）」を新設するとともに、こどもみらい館に、退職園長を専門主

事（嘱託）として増員配置し、私立・公立幼稚園での預かり保育の拡充や新たな幼保連携型認定こども園への移行検討など、保健福祉局と密に連携し、京都ならではの子育て環境の充実に取り組んでいく。

総合教育センターにおける学校統合推進室を現在の課相当から部相当の組織に改組する。これまで市内中心部の学校の統合を中心に取り組んできていたが、今後は、市内のへき地の学校の統合も所管していく。

4月1日付けの課長級以上の人事異動については、局部長級で7件、課長級で20件である。退職者は5名である。

（委員からの主な意見）

○異動件数は、例年に比べてどうか。

○女性の管理職登用の割合が低いと感じるが、どのように考えているか。

○今後とも、行政職を含めた教育委員会事務局職員の専門性の向上に向け、取り組んでいく必要がある。

（事務局）

○異動件数は、ほぼ例年並みである。

○女性の管理職登用は、昨年にも御指摘いただいたとおり、依然として、市長部局等に比べても、遅れている状況である。係長級以下の職員では、多くの優秀な女性職員が育ってきているが、一方で、結婚等の事情で退職するケースも続いている。今後も、引き続き、女性が仕事と家庭（子育て）を両立できる職場環境づくりに一層努めてまいりたい。

○今後とも、教育委員会事務局職員の専門性の向上に一層努めていく。

（議決）

委員長が、議第66号、議第67号及び議第68号に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

（４） 閉会

15時20分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長